令和８年１０月１日
加　古　川　市

入札参加資格者　各位

中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更について

今般、受注者が安心して施工・受注できる環境を整備する観点から、供給の偏りや流通の目詰まりが発生しているナフサを由来とする建設資材（以下、「調達検討資材」）について、代替資材を調達した場合や流通経路の見直しによる調達をする場合等に、これらの調達変更により必要となる経費（以下、「別途調達経費」）を設計変更により計上する運用を下記のとおり実施しますので、お知らせします。

なお、今回の運用は兵庫県の運用を準用するものです。

記

１　対象工事

加古川市が発注する全ての工事

２　調達検討資材

ナフサを由来とする建設資材

３　設計変更の流れ

（１）受注者から調達検討資材に関する追加等の協議があった場合には、発注者は、調達検討資材に該当するか否かを確認の上、設計図書に反映すること。

（２）調達検討資材について、別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督員と協議する。なお、別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。

①調達検討資材の代替資材を調達した場合
（代替資材の比較検討を行ったものに限る）

②調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合
（見積参考図書等に調達先等を示している場合に限る）

③調達検討資材を調達した場合（ただし別途調達経費を含む）

（３）受注者から、別途調達経費に係る証明書類（実際の取引伝票等）の提出があった場合には、妥当性を確認した上でその別途調達経費を基に設計変更（必要に応じて工期変更）を行うものとする。

４　適用

令和８年１０月１日以降に入札契約手続きを開始する工事に適用する。

なお、令和８年９月３０日以前に入札契約手続きを開始した工事（既契約工事を含む）については、受発注者間で協議が整ったものから適用するものとする。

５　その他

加古川市上下水道局が発注する工事にも適用する。

以　上